令和元年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況について

消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費の財源とし、その充当について明らかにすることとされておりますので、以下のとおり明示します。

	令和元年度決算額	【うち社会保障財源化分】
地方消費税交付金	122,008　千円	51,477　千円

（単位：千円）

事業名		事業費	うち一般財源 （　　）は、増収分交付金充当額	
社会福祉	児童福祉事業 （保育関係経費、子ども医療費など）	407,883	154,747	(18,016)
	高齢者福祉事業 （自立継続サポート事業、老人施設入所経費など）	20,067	19,759	(2,059)
	障害者福祉事業 （障害福祉サービス等給付事業、自立支援医療給付費など）	118,801	34,836	(4,118)
小計		546,751	209,342	(24,193)
社会保険	国民健康保険	52,088	24,922	(3,088)
	介護保険	85,162	85,162	(9,784)
	後期高齢者医療	94,958	84,089	(9,780)
小計		232,208	194,173	(22,652)
保険衛生	予防対策事業 （予防事業）	16,443	15,670	(2,059)
	健康対策事業 （健康増進事業、がん検診推進事業など）	24,594	20,048	(2,573)
小計		41,037	35,718	(4,632)
合計		819,996	439,233	(51,477)

※事務費、事務職員の人件費（特別会計への事務費、人件費繰出しを含む）は、事業費から除いています。